

その他の手続き（区役所以外の窓口）

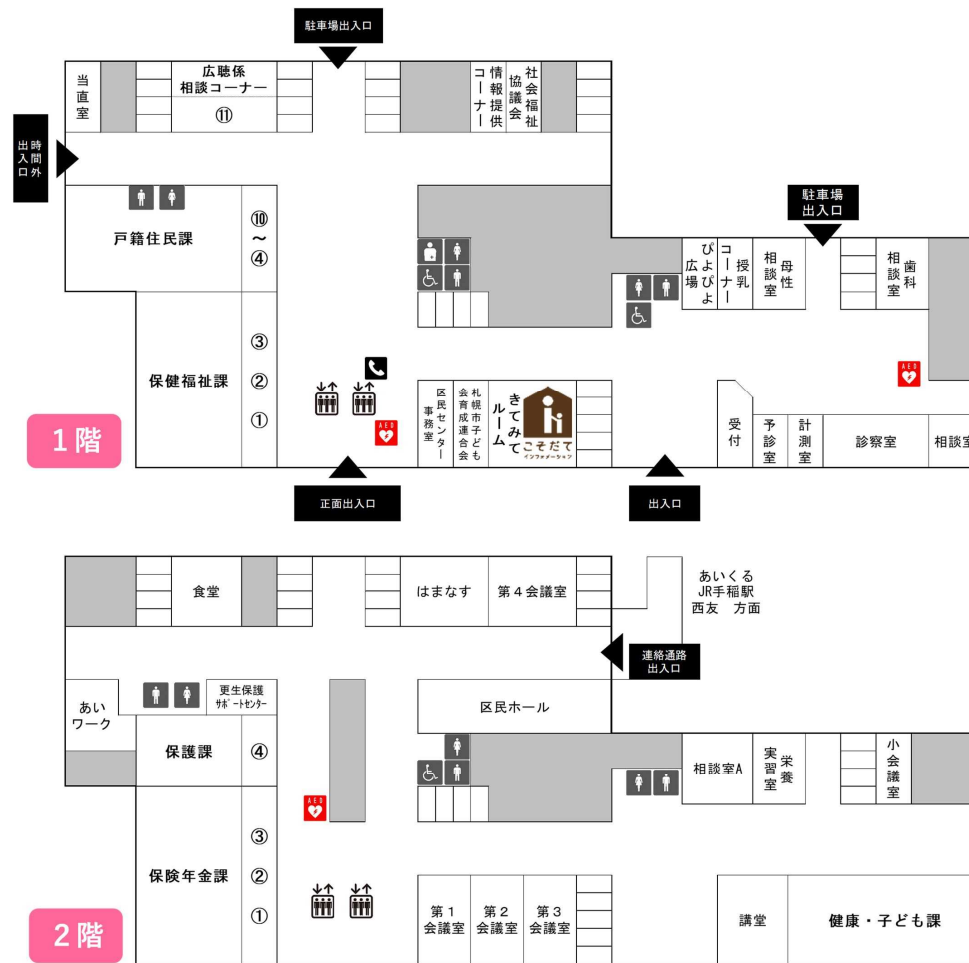
※詳細はそれぞれ所管する機関・窓口へお問い合わせください。

市外から引っ越してきたときはこの窓口へ

～手稲区役所ご案内～

区役所等で行う主な手続きをご案内します。このほかに手続きが必要な場合もあります。

チェック	必要な手続き	お問い合わせ先
	社会保険・共済保険の住所変更	勤務先へお問い合わせください。 社会保険の任意継続をしている方は、加入している健康保険の事務所へお問い合わせください。
	運転免許証の記載事項変更申請	最寄りの警察署 手稲警察署 手稲区富丘 1-4 TEL：011-686-0110
	軽自動車の登録証・車検証の住所変更	札幌地区軽自動車協会 北区新川 5-20 TEL：011-768-3955
	普通自動車・バイクの登録証・車検証の住所変更	札幌運輸支局 東区北 28 東 1 TEL：050-5540-2001
	自動車・バイクの税金の住所変更	札幌道税事務所自動車税部 北区北 22 西 2 TEL：011-746-1190
	不動産登記の住所変更	不動産を管轄する法務局 ※西区・手稲区所在の不動産の場合、札幌法務局西出張所 西区発寒 4-1 TEL：011-664-2251
	電気の使用開始	ご加入の事業者にご確認ください。
	ガスの使用開始	ご加入の事業者にご確認ください。
	水道の使用開始	札幌市水道局電話受付センター TEL：011-211-7770
	電話の住所変更	ご加入の事業者にご確認ください。
	郵便物の転居届	最寄りの郵便局 手稲郵便局 TEL：011-695-5613



札幌市外から手稲区以外の区へ引っ越したときは、新しい住所地の区役所で手続きしてください。
(市外局番は011です)

中央区役所	中央区南 3 西 11	TEL231-2400 Fax231-6539	http://www.city.sapporo.jp/chuo/
北区役所	北区北 24 西 6	TEL757-2400 Fax757-2401	http://www.city.sapporo.jp/kitaku/
東区役所	東区北 11 東 7	TEL741-2400 Fax742-4762	http://www.city.sapporo.jp/higashi/
白石区役所	白石区南郷通 1 南	TEL861-2400 Fax860-5236	http://www.city.sapporo.jp/shiroishi/
厚別区役所	厚別区厚別中央 1-5	TEL895-2400 Fax895-2403	http://www.city.sapporo.jp/atsubetsu/
豊平区役所	豊平区平岸 6-10	TEL822-2400 Fax813-3603	http://www.city.sapporo.jp/toyohira/
清田区役所	清田区平岡 1-1	TEL889-2400 Fax889-2402	http://www.city.sapporo.jp/kiyota/
南区役所	南区真駒内幸町 2	TEL582-2400 Fax582-014	http://www.city.sapporo.jp/minami/
西区役所	西区琴似 2-7	TEL641-2400 Fax612-5264	http://www.city.sapporo.jp/nishi/

手稲区役所 (TEL 011-681-2400 代表) 手稲保健センター (TEL 011-681-1211)
 住所：〒006-8612 前田 1 条 11 丁目 開庁日：月～金曜日 (祝日年末年始を除く)
 開庁時間：午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分
 手稲区ホームページ「ていねっていいね」 <https://www.city.sapporo.jp/teine/>

札幌市外から引っ越してきたときの手続き

チェック	必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	持参するもの	担当窓口
	住民票の転入届	引っ越した日から14日以内に、引っ越し先の区役所へ届出してください。	転出証明書（前住所地で発行、個人番号カード又は住基カード持参で転出届済の場合は不要）、届出人の本人確認書類（運転免許証・健康保険証など） マイナンバーカード・住基カードをお持ちの方はカードとその暗証番号 ※転入する方の中に、外国人住民がいる場合、全員分の在留カード、特別永住者証明書も必要です。	戸籍住民課 1階⑦の番窓口

※以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

	印鑑登録の新規登録	前住所地での印鑑登録は自動的に廃印されます。転入時は、新たに登録する必要があります。本人が申請する場合や代理人に申請を委任する場合など、手続き方法が異なりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。	窓口へお問い合わせください。	戸籍住民課 1階⑦の番窓口
	小・中学校の転校	転入届の際に窓口で入校票を発行します。在学証明書と入校票は学校へ提出してください。		
	国民健康保険の加入	前住所で国民健康保険に加入されていた方や職場の健康保険などに加入していない方は、引っ越した日から14日以内に手続きしてください。	・キャッシュカード又は預金（貯金）通帳と通帳使用印（口座振替希望の方） ・健康保険脱退証明書（勤務先の健康保険を脱退した方、勤務先・年金事務所などが発行）	保険年金課 2階②番窓口
	後期高齢者医療の加入	道外から転入された方は前住所地で交付を受けた「負担区分等証明書」を持参して手続きを行ってください。道内から転入された方は新しい住所の保険証が自動的に交付されます。	負担区分等証明書（前住所地で交付を受けた方のみ）	
	介護保険の加入	65歳以上の方で前住所地で要介護認定を受けていた方は手続きして下さい。（40歳以上65歳未満で介護認定の必要な方は、1階1番窓口で手続きして下さい。） 外国人の方も一定の在留期間により被保険者となります。資格の適用について確認する必要がありますので、届出を行ってください。	受給資格証明書（前住所地で交付を受けた方のみ）	
	国民年金の住所変更（加入されている方）	被保険者の方と任意加入者の方は、住民票の変更届出により自動的に住所変更されますので手続きは不要です。前住所で交付を受けた納付書はそのまま使用できます。ただし、住民票の住所と違う場所にお住まいの方等は、「被保険者住所変更届」の提出が必要な場合があります。		
	国民年金の住所変更（受給されている方）	年金を受給されている方は、住民票の変更届出により自動的に住所変更されますので手続きは不要です。ただし、住民票の住所と違う場所にお住まいの方等は、「年金受給権者住所変更届」の提出が必要な場合があります。共済年金受給者の方については、それぞれの共済組合へお問い合わせください。		保険年金課 2階③番窓口 または 札幌北年金事務所 北区北24条西6 TEL717-4112
	児童手当の申請	中学校修了前（15歳到達後の最初の3月31日）までのお子様を養育している方は、転入届と同時に届出をしてください。（持参書類は後日提出可）	・請求者の預金通帳 ・健康保険証等	
	児童扶養手当・特別児童扶養手当	住所変更届等が必要です。窓口へお申し出ください。	手当証書等	保健福祉課 1階③番窓口
	災害遺児手当の申請	交通災害、労働災害等特定の事由で父母等を失った遺児（中学生まで）を扶養している方。詳しくは窓口へお問い合わせください。	・戸籍全部事項証明（謄本） ・住民票 ・災害にあったことを明らかにする証明書等	
	子ども医療費助成の申請	小学校6年生までのお子様を養育している方（所得制限あり）	・健康保険証 ・所得・課税証明書	

チェック	必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	持参するもの	担当窓口
	ひとり親家庭等医療費助成の申請	対象となる方の具体的な内容は、窓口へお問い合わせください。（所得制限あり）	・健康保険証 ・所得・課税証明書	
	外国人高齢者福祉手当の申請	対象となる方の具体的な内容は、窓口へお問い合わせください。	・住民票・戸籍謄本等 ・所得証明書（所得がある場合）	保健福祉課 1階③番窓口
	外国人障がい者福祉手当の申請	対象となる方の具体的な内容は、窓口へお問い合わせください。	・住民票・戸籍謄本等 ・所得証明書（所得がある場合） ・身体障害者手帳 ・療育手帳	
	心身障害者扶養共済制度の転入	前の市町村で掛金減免を受けていた場合は別途手続きが必要になります。詳しくは窓口へお問い合わせください。	・加入者の住民票 ・前の市町村での加入証書	
	重度心身障がい者医療費助成の申請	対象となる方の具体的な内容は、窓口へお問い合わせください。（所得制限あり）	・健康保険証 ・所得・課税証明書 ・身体障害者手帳（1～3級※3級にあっては内部障害のみ） ・療育手帳（A） ・精神障害者保健福祉手帳（1級）	
	敬老優待乗車証（敬老バス）の交付申請	70歳以上の方は、転入届を提出した日の翌月に、自動的に申請書が送付されます。なお、早めの手続き・ご利用を希望の方は、窓口へお問い合わせください。		
	障がい者交通費助成の申請	各種手帳の所持者が対象です。対象となる方の具体的な内容は、窓口へお問い合わせください。	身体障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳	保健福祉課 1階②番窓口
	介護保険負担限度額認定証の申請	前居住地で認定を受けていた方も、再度申請が必要となりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。	・預金通帳（本人・配偶者分）	
	介護保険の要介護認定申請	前住所地で要介護認定を受けていた方※65歳以上の方は事前に2階2番窓口で加入手続きをしてください。	受給資格証明書（前住所地で交付を受けた方のみ）	
	身体障害者手帳の住所変更	手帳の交付を受けている方	身体障害者手帳	
	療育手帳の住所変更	札幌市で新たに療育手帳を交付することになります。	・療育手帳 ・本人の顔写真（縦4cm×横3cm） ・印鑑	保健福祉課 1階①番窓口
	特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の住所変更	手当を受給されている方	・印鑑 ・身体障害者手帳・療育手帳 ・本人の振込先口座番号の預金通帳	
	精神障害者保健福祉手帳の住所変更	札幌市で新たに精神障害者保健福祉手帳を交付することになります。	・精神障害者保健福祉手帳 ・本人の顔写真（縦4cm×横3cm） ・印鑑	
	自立支援医療受給者証の申請	札幌市で新たに受給者証を交付することになります。	・自立支援医療受給者証等 ・印鑑・健康保険証	
	特定医療費（指定難病）受給者証の交付申請手続き	新たな申請が必要になります。手続き方法は、窓口へお問い合わせください。	窓口へお問い合わせください。	
	特定疾患医療受給者証・ウイルス性肝炎の受給者証の住所変更手続き	道内から：保健センターで住所変更の手続きをしてください。 道外から：新たな申請が必要になります。手続き方法は、窓口へお問い合わせください。	道内から引っ越しの場合 ・特定疾患医療受給者証、ウイルス性肝炎の受給者証 ・転入先住所の住民票 ・健康保険証	健康・子ども課 （保健センター2階）
	妊婦一般健康診査受診票の受領	妊婦中で母子健康手帳をお持ちの方に、検診費用の助成のための受診票を交付します。転入前の状況により回数が異なりますのでお問い合わせください。	・母子健康手帳 ・前住所地の受診票	
	小児慢性特定疾病医療受給者証の申請の手続き	新たな申請が必要になります。手続き方法は、窓口へお問い合わせください。	必要書類をお知らせいたしますので、お問い合わせください。	
	飼い犬の鑑札の引き換え	登録変更届を記載していただきます。	前住所地の鑑札	
	固定資産税納税義務者の住所変更	札幌市内に固定資産を所有している方は、資産の所在する区を担当する市税事務所で手続きをしてください。（不動産登記の住所変更については、「その他の手続き」をご参照ください。）		西部市税事務所 西区琴似3条1丁目 コトニ3・1ビル2階 固定資産税課 土地 TEL618-3917 家屋 TEL618-3918
	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の新規登録	中央市税事務所軽自動車税係へ電話でお問い合わせください。（125ccを超えるバイク・軽自動車・普通自動車は「その他の手続き」をご参照ください。）	運転免許証・印鑑・廃車証明書（前住所地で廃車していない場合は標識交付証明書とナンバープレート）	中央市税事務所 中央区北2条東4丁目 サブ07ファクトリー 2条館4階 軽自動車税担当 TEL211-3076
	バイクと軽自動車の税金の住所変更	中央市税事務所軽自動車税係へ電話でお問い合わせください。（普通自動車については「その他の手続き」をご参照ください。）		